

令和4年2月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	56	49	54	64	60	61	69	60	61	70	58		662
問い合わせ	3	7	4	3	5	4	3	3	5	6	3		46
要望	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0
計	59	56	58	67	65	65	72	63	66	76	61	0	708
(前年度計)	(79)	(93)	(76)	(77)	(69)	(58)	(71)	(85)	(69)	(75)	(72)	(70)	(894)

多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	6	2	4	5	3	7	3	0	3	6	1		40
(前年度)	(10)	(4)	(3)	(2)	(4)	(1)	(2)	(1)	(2)	(2)	(2)	(5)	(38)

年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	0	1	1	1	2	3	2	2	0	3	1		16
20歳代	6	2	9	7	8	3	5	6	2	6	5		59
30歳代	9	8	9	10	8	8	14	3	7	9	6		91
40歳代	15	7	9	6	12	8	8	13	11	18	7		114
50歳代	9	7	10	6	8	8	15	7	5	7	10		92
60歳代	7	6	5	13	8	10	6	3	16	12	11		97
70歳以上	12	19	13	20	16	23	17	22	21	15	19		197
その他・不明	1	6	2	4	3	2	5	7	4	6	2		42
計	59	56	58	67	65	65	72	63	66	76	61	0	708

今月の相談事例

高校生の娘が、SNSに出ていた広告を見て500円のダイエットサプリを申し込んだ。コンビニで代金を払ったのでそれで終わりと思っていた。すると、翌月になって2回目が届き、そこで初めて月1回届く定期購入と分かった。2回目以降は1回当たり12000円と高額で、4回購入することになっている。娘はそんなに払うことはできず、どうしたらよいか。

センターからのアドバイス

未成年なので、未成年者契約取り消しを業者に申し出るようアドバイスしました。
今年2022年3月までは20歳に満たない人を未成年と言い、民法改正により2022年4月1日からは18歳に満たない人が未成年となります。そのため、高校生であっても18歳で成年となってしまいます。18歳と19歳の方は2022年3月まで可能だった未成年者契約取り消しができなくなり、消費者被害が増える恐れがあります。契約をするときは、十分に契約の内容やリスクを理解し、本当に必要な契約か、無理なく支払える額かをよく考え、家族や周りの人に相談することが大切です。